

第三十四条の二の見出し中、「備付け」を「備置き」に改め、同条第一項中、「営業報告書又は」を削り、備えて置かなければ、を「備え置かなければ」に改める。
 (工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の一部改正)
 第四百三十七条 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第二号イを次のように改める。

イ 情報処理機関登録申請者が他の株式会社の子会社(当該他の株式会社がその総株主(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除き、会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株主を含む。)の議決権の過半数を有する株式会社をいう。第三十七条第一項第三号イにおいて同じ。)であること。

第十九条第一項第二号ロ中、「合名会社又は合資会社」を「持分会社(会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。第三十七条第一項第三号ロにおいて同じ。)」に、「業務執行権を有する」を「業務を執行する」に改める。

第二十四条の見出し中、「備付け」を「備置き」に改め、同条第一項中、「営業報告書又は」を削り、「備えて置かなければ」を「備え置かなければ」に改める。

第三十七条第一項第三号イ中、「又は有限会社」を削り、同号ロ中、「合名会社又は合資会社」を持分会社に、「業務執行権を有する」を「業務を執行する」に改める。
 (商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部改正)

第四百三十八条 商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号、第六条第一項第一号、第九条及び第十号中、「資本」を「資本金」に改める。

第三十一条第一項第三号中、「株式会社」の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社を「委員会設置会社」に改め、同項第四号中、「資本」を「資本金」に改める。

第三十二条第二項第一号、第三十三条第一項及び第四十六号中、「資本」を「資本金」に改める。

第五十三条中、「一」を「いずれかに」に改める。

第五十四条中、「一」を「いずれかに」に改め、同条第二号中、「資本」を「資本金」に改める。

第五十五条及び第五十六条中、「一」を「いずれかに」に改める。

(輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法の一部改正)

第四百三十九条 輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法(平成四年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項第二号中、「商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百一十一條ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る」を「株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができる株式についての議決権を除き、会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての」に改める。
 (エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法の一部改正)

第四百四十条 エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法(平成五年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第九項第一号から第三号までの規定中、「資本」を「資本金」に改める。

第二十三条第一項中、「資本」を「資本金」に、「新株」を「株式」に、商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百八十条ノ十九第一項に規定する新株予約権をいう。以下この項において同じ)を「新株予約権付社債に付されたものを除く」に改め、(含む)又は新株予約権付社債等(の下に)新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む)を加え、新株引受け等」を「株式引受け等」に改め、同条第二項中、「新株引受け等」を「株式引受け等」に改める。
 (不正競争防止法の一部改正)

第四百四十一条 不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項第七号中、「無限責任社員」を「社員」に改める。

(特定産業集積の活性化に関する臨時措置法の一部改正)

第四百四十二条 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法(平成九年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第五項第一号から第三号までの規定中、「資本」を「資本金」に改める。

第十五条第一項中、「資本」を「資本金」に、「新株」を「株式」に、商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百八十条ノ十九第一項に規定する新株予約権をいう。以下この条において同じ)を「新株予約権付社債に付されたものを除く」に改め、(含む)又は新株予約権付社債等(の下に)新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む)を加え、同条第二項中、「新株、新株予約権」を「株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く)」に改め、(含む)又は新株予約権付社債等(の下に)新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む)を加える。
 (新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法の一部改正)

第四百四十三条 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(平成九年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第一号中、「資本」を「資本金」に改め、同項第二号中、「資本」を「資本金」に、「新株」を「株式」に、商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百八十条ノ十九第一項に規定する新株予約権をいう。以下この項及び次項において同じ)を「新株予約権付社債に付されたものを除く」に改め、(含む)又は新株予約権付社債等(の下に)新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む)を加え、同条第二項中、「新株、新株予約権」を「株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く)」に改め、(含む)又は新株予約権付社債等(の下に)新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む)を加え、同条第三項第一号から第三号までの規定中、「資本」を「資本金」に改める。

(大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律の一部改正)

第四百四十四条 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成十年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号から第三号までの規定中、「資本」を「資本金」に改める。

第八条第一項第一号中、「資本」を「資本金」に改め、同項第二号中、「資本」を「資本金」に、「新株」を「株式」に、商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百八十条ノ十九第一項に規定する新株予約権をいう。以下この条において同じ)を「新株予約権付社債に付されたものを除く」に改め、(含む)又は新株予約権付社債等(の下に)新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む)を加え、同条第二項中、「新株、新株予約権」を「株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く)」に改め、(含む)又は新株予約権付社債等(の下に)新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む)を加える。